

平成17年12月21日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄 様

厚生委員長 石 井 良 司

厚生委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成17年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成17年10月12日（水）から10月14日（金）まで

2 視察先

倉敷市（岡山県）、加古川市（兵庫県）、高浜市（愛知県）

3 視察項目

(1) 資源循環型廃棄物処理施設（倉敷市）

本市では、平成17年度中における「新ごみ処理施設整備基本計画」の策定に向け、隣接する調布市と共同でその作業に取り組んでいるところであり、平成13年3月に策定された「新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書」では、ごみ処理システムについてはガス化溶融炉などを中心に検討する、事業方式についてはPFI方式を中心に検討する、とされていることから、先進事例である倉敷市を視察し、ガス化溶融炉の最新の技術動向及びPFI方式による運営の実際を把握するため

(2) 就学前教育モデル特区事業（加古川市）

本市では平成17年3月から平成19年3月にかけて段階的に市立幼稚園3園を廃園することとし、平成16年9月には「幼稚園廃園後の施設活用の基本方針」を定めたところであり、平成17年度末をもって廃園となる「ちどり幼稚園」については、幼児教育機能を重視した展開を図るとともに、保育園をベースとしつつ入所要件の緩和を含めた「幼保一元」の可能性を検討するとされていることから、先進事例である加古川市を視察し、本市で培われてきた幼児教育の蓄積を生かした施設のあり方などを探るため

(3) 未来志向研究プロジェクト事業（高浜市）

本市では、第3次基本計画（改定）における「6つの最重点プロジェクト」の一つとして地域ケア推進プロジェクトを掲げ、井の頭地域をモデル地区として「地域ケアネットワーク・井の頭」を設立し、地域における支援システム確立の取り組みを進めているところであり、平成17年度においては、障がい者や子育て関係の議論を深めるとともに、防災などについても検討するとされていることから、先進事例である高浜市を視察し、多角的な視点を含めた地域ケアのあり方を探るため

4 出張者

(1) 厚生委員

石井 良司、谷口 敏也、緒方 一郎、白鳥 孝、斎藤 隆、
榛澤 茂量、岩田 康男

(2) 同行職員

生活環境部長 木村 晴美

(3) 随行職員

議会事務局議事係主査 刀祢平秀輝

資源循環型廃棄物処理施設

1 事業の目的及び経緯

本事業は、倉敷市職員も参加して行われたチャレンジ県政政策研究会が平成11年10月に岡山県知事に報告した「水島環境コンビナート」構想にヒントを得たものである。

当時、倉敷市では市内4カ所のごみ焼却処理場のうち、1カ所は平成9年に運転中止、さらに1カ所も老朽化等による施設更新が急務となっていたところである。その後、平成13年4月には保健所行政市となったことに伴い、岡山県内で発生する産業廃棄物の約6割を占める水島地域を主とした産業廃棄物の適正処理を推進する必要性にも迫られていた。

これらのことを背景に、倉敷市では一般廃棄物と産業廃棄物を一括して溶融処理する新ごみ処理施設の整備事業を、P F 方式で行うこととしたものである。

2 廃棄物処理施設の概要

(1) 特別目的会社

ア 名称

水島エコワークス株式会社

イ 設立及び資本金

平成14年1月21日 23億円

ウ 出資株主及び持ち株比率

J F E スチール（株）38%、中国電力（株）16%、旭化成ケミカルズ（株）など8社各2%、岡山県10%、倉敷市20%（本事業の公共出資は産業廃棄物処理事業の安定化を図るため日本政策投資銀行の無利子融資制度利用の条件を満足させる目的であり、現行ではP F I 事業には無利子融資制度が適用される）

(2) 施設の概要

ア 所在地及び敷地面積

岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番5（J F E スチール（株）西日本製鉄所倉敷地区内） 約3万3,000平方メートル

イ 取り扱い廃棄物

一般廃棄物等：分別された燃やせるごみ

他の清掃工場の焼却灰

下水処理場から出る下水汚泥

産業廃棄物：可燃産廃等

ウ 主要設備及び処理能力

サーモセレクト方式ガス化溶融炉

555トン／日（185トン／日×3基）

・一般廃棄物等303トン／日

・産業廃棄物252トン／日

(3) 施設の特徴

廃棄物中の有機物はガス化・改質され、パイプラインを通してコンビナートで燃料ガスとして使用され、無機物はスラグやメタル、塩などに再生され再利用される。施設用水も再循環して使用され、排水を出さないなど高度な環境への対応を行っている。

また、補助燃料（助燃剤）にかえて高カロリーの産業廃棄物と混合処理することにより、灯油などの化石燃料を節約している。

3 PFIの概要

(1) 特定事業の選定（平成13年5月30日公表）

PSC（従来型公共事業想定）では日量300トン、PFIでは一般廃棄物等300トン・産業廃棄物200トンとの想定で比較した結果、PFI方式を採用した場合、市の財政負担は6.1%削減されるとともに、自治体負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が期待できることから、本事業をPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）第6条に基づく特定事業として選定した。

(2) 落札者の決定（平成13年11月30日）

平成11年7月3日に入札を告示し、入札を行った結果、川崎製鉄株式会社（現：JFEスチール株式会社）が約254億6,100万円（税抜き）で落札した。これにより市の財政負担削減効果は11.1%となった。

なお、この落札金額は倉敷市財政負担の現在価値換算額——すなわち、市が委託料として支払う額から、国庫補助や地方交付税相当額等による収入を控除した純粋な市の財政負担を、20年間における物価変動等の要因を排し、今一括で払ったら幾らになるのかを算出したものである。

(3) 契約の締結（平成14年3月15日）

特別目的会社を設立し市と事業契約をさせることなど、事業実施についての基本協定を締結し、これに従い落札者は水島エコワークス株式会社を設立し、議会の議決を経て契約を行った。

なお、委託料は固定費（施設建設費、人件費など）として約1億3,900万円／月（税込み）、変動費（補助燃料剤や副資材費など）として4,253円／トン（税別）であり、1トン当たりの処理費用は2万2,550円と現行の約2万5,000

円より約2,500円軽減されることとなった。

< 事業の主な経緯と今後の予定 >

年月日	市	議会
平成13年 2月20日	倉敷市・ごみ処理事業概要書発表	
" 5月15日	倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業実施方針公表	
" " 30日	<u>特定事業（倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業）の選定について公表（1）関係</u>	
" 6月22日		債務負担行為議決
" 7月3日	入札の公告	
" 11月30日	<u>落札者の決定、通知、公表（2）関係</u>	
平成14年 1月21日	民間事業者の選定に係る客観的な評価の結果の公表	
" 3月15日	<u>契約（3）関係</u>	特定事業契約議決
平成15年 4月22日	施設建設着工	
平成17年 4月1日	本格稼働開始	
平成37年 3月31日	契約終了	

20 年間

4 今後の課題

発注者である市はPFI法に定めるところの「公共施設等の管理者等」として、性能要件の発揮の確認を念頭に事業全体を管理していくことが必要となる。こうした点を踏まえながら、運営に係るモニタリング業務、突発事故発生の場合の対応、運営マニュアルの改定など発注者として契約管理に取り組んでいくことが重要である。

主な質疑

- ・市の財政負担削減効果の算出方法及び落札額とごみ処理委託費総額の関係について
- ・落札者と特定事業契約の相手方との関係及び特別目的会社との契約によるメリットについて
- ・ごみ量の減少に対するリスク分担と特別目的会社に対する行政の支援可能性について
- ・回収物の再資源化率と安定した販路の確保及び販売による利益について
- ・回収物の販売先と特別目的会社株主との関係及び株主となるメリットについて
- ・コンビナート内に立地したことによるメリットについて
- ・本施設に対する市民等の評価とダイオキシン類測定結果の確認方法について

- ・産業廃棄物を取り扱うことによる技術的メリットについて
- ・3炉の運転体制と技術的安全性について

主な提供資料

- ・水島エコワークス株式会社パンフレット
- ・PFI手法による倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業
- ・倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業実施方針
- ・倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業に関する民間事業者の選定に係る客観的な評価の結果について

就学前教育モデル特区事業

1 事業の目的及び経緯

本事業の対象となった加古川市志方町には、以前は市立の3幼稚園、3保育園があったが、就学前人口の減少が著しく、平成14年4月に3園あった幼稚園を1園に、保育園も3園を1園に統合し、同じ敷地内に「しかた幼稚園」、「しかた保育園」を設置して、園庭や遊戯室などを共有する合築施設の整備を行った。

しかし、当該地区では就学前人口の減少がなおも続くとともに、4歳児、5歳児とも幼稚園、保育園でそれぞれ学級を編成していたことなどから、統合の成果が得にくい状況が続いていた。

こうしたことから、同年齢ごとの集団を大きくし、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿ったカリキュラムによるダイナミックな遊びや活動の展開、生活の充実を図りながら、園児の成長に沿った教育環境づくりや保育事業の展開を目指すため、幼稚園児と保育園児の合同活動を行うこととし、平成16年6月に構造改革特区の認定を受け、平成17年4月から本格実施を始めたものである。

2 事業の概要

(1) 入退園等

それぞれ教育委員会と福祉部で行う。

(2) 予算

教育委員会、福祉部でそれぞれ予算を置き、合同活動事業に伴う経費は原則案分する。

(3) 学級編成

4歳児、5歳児とも混合学級とし、1学級定員は児童福祉施設最低基準に基づき26人とする。

(4) 職員配置及び勤務体系

幼稚園、保育園にそれぞれ園長を置く。

合同活動事業に係る部分については、幼稚園長が主に所管し、保育園長が副となる。

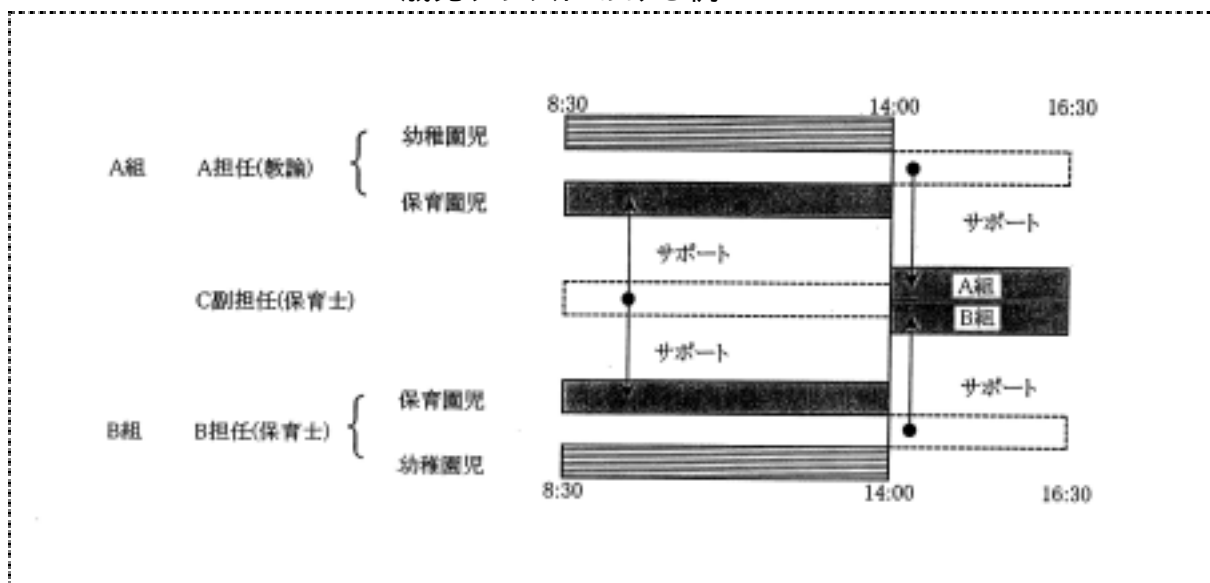
4歳児2学級、5歳児3学級に担任をそれぞれ1人置き、4歳児担当の副担任、5歳児の副担任をそれぞれ1人置く。

午後2時までの合同活動は、各学級の担任が担当し、副担任がサポートする。

午後2時から午後4時30分までの保育は副担任が担当し、担任がサポートする。

土曜日の保育は副担任がローテーションで担当する。

< 4 歳児クラスにおける例 >



(5) 昼食

当分の間、幼稚園児を含めた給食は実施せず、幼稚園児は弁当、保育園児は給食とし、遊戯室の一方を弁当用、他方を給食用とする。

なお、週に1回程度、全園児給食を実施し、幼稚園児については実費負担とする。

3 合同活動内容

(1) 園の概要

区 分	幼稚園	保育園
対 象 児	4 ～ 5 歳児	0 ～ 5 歳児
開 園 日	月～金曜日	月～土曜日
保 育 時 間	8 : 30 ～ 14 : 00	8 : 30 ～ 16 : 30 (土曜日は8 : 30 ～ 12 : 30)
園 児 数	68人	68人
0 歳児	—	1 人
1 歳児	—	3 人
2 歳児	—	9 人
3 歳児	—	16人
4 歳児	34人	20人
5 歳児	34人	19人

(2) 合同活動の流れ

時 間	幼稚園	保育園
8:30	登園 持ち物整理、出席ノート等	登園 持ち物整理、出席ノート等
9:00	〔幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿った合同活動〕 課題のある遊び・集団遊び・運動・絵画制作・音楽リズム・行事・食事等	
14:00	降園 預かり保育なし	〔保育所保育指針による保育〕 午睡・おやつ・遊び等
16:30		降園 延長保育なし

4 今後の課題

加古川市では就学前人口の地域格差が著しく、志方町を初め北部においては減少傾向が強いものの、中部や臨海部において増加している状況にあり、全市的に特区事業の取り組みを進めるということではない。なお、他の保育園では11時間保育の実施が広がっており、しかた保育園についても今後の検討課題ととらえている。

主な質疑

- ・幼稚園と保育園の合築の経緯について
- ・合同活動導入時における保護者の反応について
- ・合同活動実施前後における子どもの変化について
- ・幼稚園と保育園の生活サイクルの違い等に対する子どもの反応と費用負担の違いなどに対する保護者の反応について
- ・特区事業の所管部署及び教育委員会と福祉部との調整について
- ・合同活動におけるプログラムの工夫と職員の資格について
- ・合同活動実施による経費削減効果について
- ・幼稚園、保育園統合後の跡地利用について
- ・私立幼稚園数と保育園待機児解消への取り組みについて
- ・地域における子育て支援の取り組みについて

主な提供資料

- ・加古川市就学前教育モデル特区資料
- ・しかた幼稚園要覧
- ・しかた保育園沿革誌
- ・平成17年度加古川市の教育基本方針

未来志向研究プロジェクト事業

1 事業の目的及び経緯

未来志向研究プロジェクトとは、時代の推移に即応した現場レベルにおける種々の調査研究や試行的取り組みを推進することによって、介護・自立支援システムの確立に資することを目的とした厚生労働省の補助事業である。

高浜市では、住民自治の新たな担い手として、団塊の世代を中心とした住民互助型活動組織のあり方、活動分野などについて特定の地域内における実証モデルを通して調査研究を行い、地域内分権社会を構築するために必要な権限の移譲、市のサポート体制について研究するため、本事業に取り組んだところである。

2 平成15年度における事業

(1) 実施期間

平成15年11月～平成16年3月

(2) 経費

総事業費516万7,418円（うち国庫補助金500万円）

(3) 事業の概要

高浜市立港小学校区を特定地域に選定し、町内会、PTA、民生委員、子ども会などから選出された委員14人による地域内分権検討委員会を立ち上げ、以下の実験事業を実施した。

ア コミュニティ創出事業

高浜市立港小学校図書室を新しいコミュニティ創出の場として、地域の人が集まりやすい環境を演出するため、同施設に給食の試食ができる環境（プチレストラン）及び映像を楽しむ環境（プチシアター）を整備した。

イ 学校週5日制対策事業

小学生を対象に週末の居場所づくりを行う事業として、小イベント（もちつき大会、バスツアー）を開催した。また、小イベントを通じて発掘した人材により、新たに「子育てふれあい隊」が組織され、防犯パトロールの実施、子ども会事業への参加協力を行った。

ウ 市民意見収集事業

前述の2事業に対する参加者アンケートを実施し、市民活動の原資の確保のあり方を探った。

エ 地域防災事業

地域ボランティアの育成方法として基礎的な学習（災害図上訓練）の後、その成果を生かすため危険箇所、避難所へのルートなどを示した港小学校

区限定の防災マップを作成した。

オ 健康増進事業

地域でできる健康増進を実施するためウォーキングコースの設定、健康増進情報の提供など地域でできる健康増進サービス計画を策定した。

3 平成16年度における事業

(1) 実施期間

平成16年5月～平成17年3月

(2) 経費

総事業費727万687円（うち国庫補助金700万円）

(3) 事業の概要

前年度に組織された地域内分権検討委員会において、住民互助型活動組織のあり方や当該組織の活動分野、介護予防事業を初めとする地域福祉の向上に向けた効果的な取り組みに関する検討を行い、平成17年3月に高浜南部まちづくり協議会を設立した。

ア 協議会の構成

(ア) 正会員

町内会、PTA、消防団などからそれぞれ1～3人程度、その他ボランティア団体や地元企業などから若干名、小学校長、民生委員等

(イ) 協力会員

協議会の活動に参加し、または支援する個人または団体

(ウ) 事務局

事務局長以下3人程度（うち1人は常勤）

イ 協議会の主な事業

(ア) 委託・協働事業

- ・防犯灯の球切れ等に関する情報の一元管理
- ・防災訓練の実施
- ・公園（当面は遊具施設がなく比較的管理しやすい1カ所）の維持管理
- ・低栄養予防教室「かまど塾」の実施
- ・JAあいち中央高浜南部支店跡地に整備する多機能施設の管理運営

(イ) 地域による自主創出事業

- ・コミュニティ創出事業の展開
- ・青色回転灯付車両による防犯パトロールの実施

(ウ) 地域共生事業～多機能施設における事業

- ・高齢者自身が担い手となった低栄養改善関係事業、筋力強化体操など介護予防事業の展開

- ・単身高齢者や高齢者世帯の軽易なニーズに対応する安心生活サポート事業の展開
- ・高齢者や障がい者による喫茶店の運営
- ・子どもの居場所づくり事業などを通じた高齢者や障がい者との交流促進

4 今後の課題

協議会の継続性・信頼性を担保するための方策として、平成17年中にNPO法人格の取得を予定している。また、JAあいち中央高浜南部支店跡地に整備する多機能施設については、平成18年1月のオープンに向けての準備を着実に進めるとともに、介護予防を初めとする各種事業を効果的に実施し、高浜南部地区の地域コミュニティの拠点としての役割を果たすことにより、「地域共生のまちづくり」の確立につなげていく考えである。また、こうした動きを支援するため、まちづくりパートナーズ基金の設置などにより、資金面についても整備を進めていく。

主な質疑

- ・市民参加に関するこれまでの取り組みについて
- ・高浜南部地区地域内分権検討委員会への行政側情報の提供について
- ・町内会の組織率と地域内分権における協働の位置づけについて
- ・行政と住民との問題意識の共有化について
- ・活動ニーズの把握など団塊の世代の参加促進に向けた取り組みについて
- ・高浜南部まちづくり協議会の財源確保と自主創出事業の方向性及びまちづくりパートナーズ基金の原資について
- ・介護保険制度改正による介護予防事業への影響について
- ・障がい者による喫茶店運営事業と地域における障がい者の自立支援について
- ・災害時要支援者の把握と個人情報保護について

主な提供資料

- ・地域内分権検討委員会成果報告書（平成16年3月）
- ・高浜市南部地区地域内分権検討委員会成果報告書（平成17年3月）

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、新ごみ処理施設整備基本計画の策定、ちどり幼稚園廃園後の施設活用、高齢者等地域ケアサポート推進モデル事業の実施など、本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。